

令和 8 年度 大阪府後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画

大阪府後期高齢者医療広域連合

1. 目的

後期高齢者医療保険料は、国、府及び市町村からの負担金及び補助金のほか他の医療保険制度からの支援金等とともに、後期高齢者医療制度の運営に必要不可欠な財源となっている。また、その保険料収入の確保は、被保険者間の負担の公平性を確保することのみならず、支援金を負担している現役世代の理解を得る観点からも極めて重要である。

当計画は、上記を踏まえ、効果的かつ効率的な収納対策を推進することにより、保険料収納率の更なる向上に努め、本制度の安定的な運営に寄与することを目的とする。

2. 現状と課題

① 2 か年度連続の収納率の低下

令和 7 年度保険料の大阪府全体の収納率は、普通徴収の収納率が、98.85%、特別徴収を含めた全体の収納率が 99.38% となり、令和 7 年度の普通徴収目標収納率 98.94% 及び全体の目標収納率 99.45% は達成できなかった。

また、普通徴収の収納率 98.85% は対前年度比で 0.05 ポイント減であり、全体の収納率 99.38% は対前年度比 0.03 ポイント減であることから、**令和 7 年度の普通徴収の収納率及び全体の収納率はいずれも前年度を下回った。令和 6 年度の収納率も前年度比で低下したことから、当広域連合が発足して以降初めて、2 か年度連続で普通徴収及び全体の収納率が低下することとなった。**

半数以上の市町村において、令和 7 年度の普通徴収及び全体の収納率がともに前年度を下回っている。市町村間の収納率の較差は、普通徴収で 1.68 ポイント、全体で 1.00 ポイントとなっている。

第 10 期保険料率は予定収納率を 99.41% に設定し算定を行ったが、令和 8 年度及び令和 9 年度の収納率が 99.41% を下回ると、予定していた保険料額が収納されず、制度の運営上非常に問題となる恐れがある。さらに、第 10 期の収納率が低下した場合、第 11 期の予定収納率を第 10 期分より引き下げる必要が生じ、保険料率が更に上昇することとなる。**収納対策を適切に実施しないことは、保険料を適正に納付している被保険者に更なる負担を強いることに繋がるものである。**

制度の安定的な運営及び保険料納付の公平性の観点から、収納率の向上は重要な課題である。

② 普通徴収の割合の増加

過去３年度における、調定額に対する普通徴収及び特別徴収の割合は以下のとおり。

(表１) 調定額全体に対する普通徴収及び特別徴収の割合					
年度	全体(調定額)	普通徴収(調定額)	割合	特別徴収(調定額)	割合
令和５年	約1,162億円	約598億円	51.43%	約564億円	48.57%
令和６年	約1,290億円	約690億円	53.50%	約600億円	46.50%
令和７年	約1,371億円	約738億円	53.84%	約633億円	46.16%

また、過去３年度における、口座振替及び自主納付（納付書支払い）の人数と普通徴収全体に対する割合は以下のとおり。

(表２) 普通徴収の納付方法の内訳				
年度	口座振替	割合	自主納付（納付書）	割合
令和５年	212,144人	56.44%	163,730人	43.56%
令和６年	227,789人	61.28%	143,930人	38.72%
令和７年	223,265人	61.60%	139,163人	38.40%

表１のとおり、調定額全体に対する特別徴収の割合が下がり、その分普通徴収の割合が増加する傾向となっている。特別徴収の割合の低下により、普通徴収の収納率をより一層増加させなければ全体の収納率の向上に繋がらない状況にある。

特別徴収は確実な収納が見込めることから、当広域連合は厚生労働大臣要望として、以前から施行令第２３条第１号（１／２判定）の条件の変更等の特別徴収の制度見直しを国へ要望しているが、令和１０年度を目途に結論を得るとされており、当面は現行制度が続く見込みである。

また、表２のとおり、被保険者全体に対する口座振替の対象人数及び割合が微増している。保険料の納め漏れ防止のためにも、引き続き口座振替を推奨すべきである。

３．収納対策の強化について

令和８年度の保険料収納は、保険料率の改定及び子ども分の新設により、一人当たりの保険料が増加することで、例年以上に滞納となる保険料の割合が増加する可能性が高い。その中で、収納率の維持または上昇を図るためには、滞納処分等、普通徴収の収納率向上に向けた施策を一層強化する必要がある。

① 初期滞納対策

保険料の収納対策においては、賦課当初からいかに保険料の滞納を生じさせないかの施策も重要であり、収納担当と賦課担当の緊密な連携が求められる。

現行の制度上、全体に対する特別徴収の割合をこれ以上低下させないためにも、特別徴収の捕捉回数の増加や平準化の実施、申請により徴収方法を普通徴収としている者が滞納を続ける場合には再度特別徴収へ変更する等の施策を実施する必要がある。

また、保険料の初期滞納を防ぐため、特に資格取得時を中心に口座振替の勧奨を積極的に行う。

② 滞納者に対する対策

保険料の滞納が生じた場合、滞納を長期化させないために、速やかに納付勧奨や催告書の送付等を実施することが重要となる。また、再三の納付勧奨や催告書の送付等を行うも納付がない場合は、財産調査の上、差押等の滞納処分をこれまで以上に厳格に実施する必要がある。

一層の収納対策の取組み強化を図るため、各市町村内関係部署と連携し、各部署が収納対策の重要性に対する共通認識を持つことが重要である。また、当広域連合は収納担当者会議等を実施することで、市町村間での情報共有ができる機会を設ける。

4. 目標

令和7年度は、全体の収納率が前年度を下回り、かつ目標を達成できなかったことから、令和8年度においては、令和6年度の全体の収納率である 99.41%以上となるまで回復する。併せて、第10期の予定収納率が 99.41%であることから、令和8年度、9年度の収納率の平均値が 99.41%以上になることを目指す。

よって、令和8年度の大阪府全体の目標収納率は、

全体の収納率	99.41 %
普通徴収収納率	98.91 % とする。

令和 8 年度の目標収納率の算定について

令和 8 年度保険料収納対策実施計画では、令和 7 年度と同様、単年度で目標値を設定する。普通徴収の収納対策強化及び特別徴収の適切な実施により、全体の収納率を令和 6 年度の水準に戻すことを目指す。

また、令和 9 年度以降も令和 8 年度と同様に継続的な収納対策を続けることで、2 か年平均で全体の収納率が 99.41%以上にすることを目標とする。

- 目標収納率の算定は、全体に対する普通徴収と特別徴収の割合を合わせて考える必要がある。

令和 8 年度の特別徴収と普通徴収の比率をおよそ 45.50% 対 54.50%とした場合、全体の目標収納率は 99.41 %、普通徴収の収納率は 98.91 %となる。(全体の収納率は、令和 6 年度の実績と同等。)

(参考) 令和 4 年度～7 年度実績と、令和 8 年度における全体及び普通徴収の収納率の上昇イメージ

	全体の収納率	普通徴収の収納率	特別徴収の比率	普通徴収の比率
令和 4 年度 (実績)	99.41 %	98.85 %	48.46 %	51.54 %
令和 5 年度 (実績)	99.44 %	98.91 %	48.57 %	51.43 %
令和 6 年度 (実績)	99.41 %	98.90 %	46.50 %	53.50 %
令和 7 年度 (実績)	99.38 %	98.85 %	46.16 %	53.84 %
令和 8 年度	99.41 % (目標)	98.91 % (目標)	45.50 % (見込)	54.50 % (見込)

- 算出方法は以下のとおり。

全体調定額 (令和 8 年度推定値) 147,912,460,817 円 . . . ①

※ 令和 8 年度確定賦課時の決定保険料額総額に対し、過去 3 年度における確定賦課時から決算時の決定保険料額総額の伸び率を乗じて算出。

全体収納額 (令和 8 年度推定値。普通徴収収納率を 98.91%と仮定) 147,033,786,844 円 . . . ②

②÷①×100= 99.41 %

5. 市町村の具体的取組み

収納対策は、特別徴収の適切な実施や口座振替の勧奨等の「保険料を納めやすい環境の構築」、納付勧奨や納付交渉等の「滞納を長期化させない取組み」及び「滞納処分の厳格化」により実施していく。

賦課当初から保険料の滞納を発生させない取組みが重要であり、そのためには賦課担当と収納担当が緊密に連携し、下記の取組みに当たる必要がある。

また、収納対策は現年度分だけでなく滞納繰越分についても実施する。

なお、徴収業務において法的な問題が発生した場合、その対応として当広域連合では法律相談等市町村支援業務(「5 広域連合の具体的な取組み(市町村への支援)」の①に詳細を記載。)を実施している。相談内容の例としては次のとおり。

- ・ 徴収にかかる基礎的な知識
- ・ 具体的な滞納案件に対する今後の指針、注意点
- ・ 今後生じ得る法的事象に対する事前確認

収納に関することについて広く助言、情報提供を受けられるので、積極的に活用すること。また、当広域連合では滞納処分伴走型支援事業を随時受付しているので、滞納処分実施に不安がある市町村においては、当事業も積極的に活用すること。

① 口座振替の推進

普通徴収における納付書支払いは、納め忘れ等の保険料の滞納に繋がる可能性が高くなることから、普通徴収は可能な限り口座振替に切り替える。

予め口座が登録されていれば、1 / 2 判定に該当し特別徴収から普通徴収へ変更となってしまう場合、当該口座情報を活用することで、納付書での支払いとなることを防ぐことも可能となる。

また、ペイジー口座振替の導入などの環境整備を推進する。

② コンビニ収納やスマートフォン決済等の実施

コンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済を導入して、被保険者の利便性を向上することで収納率向上に結び付ける。

③ 特別徴収の適切な実施

特別徴収は確実な収納が見込めることから、以下の取組みを行うことにより、保険

料全体に対する特別徴収の比率を高める必要がある。

- ・ 特別徴収の捕捉回数を増やし、年齢到達者等の特別徴収への切替えを可能な限り早期に実施する。
- ・ 特別徴収の平準化を実施することで、1 / 2 判定により徴収方法が特別徴収から普通徴収に変更される被保険者を減らす。
- ・ 申し出により、特別徴収から申請により普通徴収に変更したものの滞納が続く者は、再度特別徴収に切り替える。

④ 広報活動

保険料の納付勧奨や納付方法等について、市町村の広報紙やホームページの積極的な活用、75 歳年齢到達時のお知らせや保険料額決定通知書へのチラシの同封等により、被保険者等に周知し、納付に対する理解を高めていく。この際、相手が高齢者であることを考慮して、理解しやすい文面・表現とするよう努める。

特に、年齢到達者に対して、国民健康保険の特別徴収や口座振替が継続されないため、後期高齢者医療制度の口座振替の申請を勧奨する取組みを重点的に行う。

⑤ 電話等による納付勧奨

コールセンターを設置する等、納め忘れ防止等のための定期的な電話催告を実施し、納付相談の機会の設定や口座振替の勧奨を行い、収納率向上に結び付ける。特に、初期滞納者に対しては、比較的に滞納額が少ない時点での勧奨となり、納付に結び付く可能性が高い。滞納を長期化させないためにも重要である。

なお、平日の日中では接触できない場合は、必要に応じ夜間や休日に実施することを検討する。

⑥ 督促状、催告書等の送付の徹底

督促状は、市町村の財務規則等で規定されている期間内に発送する。その際、納付書兼用の督促状若しくは納付書同封のものを発送する。督促状を発送した後は、定期的に催告書等を発送し、滞納状況に応じて「差押予告」や「最終催告」といった文面に変更した催告等も取り入れていく。また、封筒や用紙の色彩や文字の字体等を工夫することで、確実に開封し、理解していただけるよう工夫する。

⑦ 臨戸訪問

電話で連絡が取れない者や督促状や催告書等を発送しても納付がない者に対し、臨

戸訪問を実施する。その際、口座振替の申込みを勧奨する。

また、自主納付が基本であるが、市町村の実情に合わせて、身体に障がいがある等の事由により外出が困難な者への臨戸訪問も検討する。

不在、その他の理由により、平日の日中だけで臨戸訪問ができない場合は、夜間及び休日にも実施する日を設け、積極的に滞納者への接触を図る。

⑧ 関係部署との連携

保険料の滞納がある者について、他の徴収担当部署や関係者等と情報を共有するなど、個別の状況を適切に把握し、効率的な収納対策を実施する。

生活困窮の状況にあると認められる者については、生活困窮者支援担当や生活保護担当など、適切に担当窓口に繋ぐ。

⑨ 滞納者に対する納付交渉

電話や臨戸訪問により滞納者と接触することで、生活状況等を把握し、分割納付・減免等の活用を含め、完納することを前提とした納付計画を被保険者と共に作成し、適切な収納に結び付ける。

⑩ 滞納処分の実施

滞納が続く者に対しては、早期に財産調査を行い、差押可能財産の把握を行う。

差押等の滞納処分について、差押可能財産があるにもかかわらず、催告書等に応じず保険料を納めない被保険者に対しては、法第 113 条の規定に基づきすみやかに実施する。

滞納処分は、滞納額が大きいものから着手するなど、効率良く事務を進めていく。

なお、財産調査の結果、差押可能財産がないことが判明した場合には、執行停止及び不納欠損の処理を行うことで、適切な収納管理を行う。

6. 広域連合の具体的な取組み（市町村への支援）

大阪府は市町村に対し、後期高齢者医療の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助を行う。広域連合は大阪府と協力し、府内全体の保険料収納率の向上を目指すため、次の取組みにより市町村を支援する。

① 法律相談等市町村支援業務

a) 法律相談

大阪府内の全市町村が保険料の徴収に当たって法的課題に直面した際に、広域連合はその解消を支援するため、弁護士に委託し、市町村担当者が法律上の助言又は情報提供を受けられる事業を実施する。広域連合は、各相談の相談結果報告書を取りまとめ、データベース化し、メール等で市町村と共有する。

b) 模擬相談

仮想の法的課題に対し、Web ミーティングで弁護士が市町村役の広域連合に対し助言等を行う、「模擬相談」を実施する。収録した「模擬相談」は、市町村にオンデマンド配信する。

② 収納に係る情報収集及び提供

収納にかかる情報について、市町村の協力のもと以下の情報収集及び提供を行う。

- ・ 毎月の市町村別保険料額収納率等一覧表
- ・ 収納率が高い、もしくは収納率の上昇が著しい市町村への調査結果（収納率向上に向けた取組みを記載。）
- ・ 収納率の低い市町村が作成した改善計画の取りまとめ（市町村の収納対策上の問題点や収納率向上に向けた立案等を記載。）

③ 訪問協議の実施

広域連合は、収納率の低い市町村の担当部署を訪問し、収納担当者等から現状を聴取した上で、取組みの強化策等を協議し、収納率の向上につなげる。

④ 収納担当者会議の開催

広域連合は、大阪府と合同で後期高齢者医療保険料収納担当者会議を開催する。会議では、主に以下を実施する。

- ・ 市町村が収納対策にかかる意見交換、情報共有を行うことができる機会の提供。
 - ・ 当該年度の収納対策上の課題等の分析内容を発表。
 - ・ 収納対策に精通した講師等を招き収納対策に関する研修等を開催。
- ※ 研修の内容は、収納状況や市町村の意見を踏まえて設定する。

⑤ 滞納処分伴走型支援事業

広域連合は、市町村の滞納処分の実施を支援することで、収納担当者の技術及びモチベーションの向上を図り、収納率を向上させることを目的に、滞納処分伴走型支援事業を実施する。

支援内容は主に以下の実務に対する助言、相談となるが、参加市町村の要望や業務状況を踏まえた上で支援を行う。

- ・ 滞納者の選定
- ・ 財産調査の実施
- ・ 差押の執行
- ・ 換価
- ・ 滞納処分の完結

広域連合では、上記以外にも、生活保護の全件調査による資格の適正化、市町村及び医療機関等に配布する冊子への口座振替推進記事の掲載、並びに年齢到達時における資格確認書等を送付する際の封筒を口座振替推進の案内を封入するために開封して納品することなど、事務の改善や効果的な事業実施に向けて取り組んでいる。

今後も収納率の向上につなげていくための新たな手法等の調査・研究を行い、市町村の取組みを支援する。

また、他府県の広域連合と情報交換を行い、市町村への支援策を検討する際の参考にするとともに、国への要望として特別徴収の早期開始や国保からの引継ぎ、1／2判定の是正等、保険料収納業務に係る制度改善について、引き続き要望していく。